

平成 26 年

# 患者調査実施要領

## 目次

1	患者調査の概要	1	1
2	調査関係書類	3	2
3	調査票の種類	4	3
4	調査票の提出方法	6	4
5	調査対象施設の確認、協力依頼等	10	5
6	調査対象施設から調査票が提出された後の業務		
6-1	保健所の業務		6-1 保健所
6-1-1	調査票(紙)の内容審査	12	
6-1-2	電子調査票の確認	18	
6-1-3	オンライン調査票の確認	19	
6-1-4	施設名簿の作成	20	
6-1-5	送付票の作成	22	
6-1-6	送付手続き	23	
6-2	都道府県の業務		6-2 都道府県
6-2-1	提出状況の確認・送付票の作成	24	
6-2-2	送付手続き	25	
7	質疑応答	28	7
8	関係法規(抜粋)	46	8
9	開示請求があった場合の調査関係書類の取扱い	52	9



# 1. 患者調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的としています。

## 2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院及び退院は二次医療圏別に、病院の外來及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設（病院約6,400施設、一般診療所約6,000施設、歯科診療所約1,300施設）を利用した患者を調査の客体とします。

## 3 調査の期日

- (1) 病院は、平成26年10月21日(火)～23日(木)の3日間のうち、病院ごとに指定された1日とします。
- (2) 一般診療所及び歯科診療所は、平成26年10月21日(火)、22日(水)、24日(金)の3日間のうち、診療所ごとに指定された1日とします。
- (3) 病院及び一般診療所の退院患者は、平成26年9月1日～30日までの1か月間とします。

## 4 調査票の種類及び調査事項

### (1) 調査票の種類（7種類）

病院入院(奇数)票、病院外來(奇数)票、病院(偶数)票、一般診療所票、歯科診療所票、病院退院票、一般診療所退院票

### (2) 調査事項

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外來の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の状況、その他関連する事項

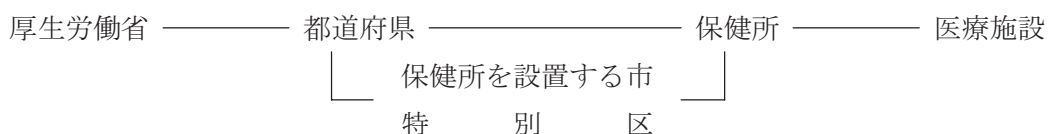
## 5 調査の方法

医療施設の管理者が調査票に記入する方式とします。

なお、調査票（紙）に代えて、電磁的記録媒体（CD-R等）に保存した電子調査票、及び、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用したオンライン調査票による提出も可とします。

ただし、オンライン調査票については、オンライン調査の利用を事前に希望した保健所管内の病院のみ利用可とします。

## 6 調査の系統



## 7 調査票の提出期限

- (1) 保健所長は、調査票を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出します。  
ただし、保健所を設置する市（特別区を含む。）の保健所長にあつては、市長（特別区の区長を含む。）に対しその定める期限までに提出します。
- (2) 保健所を設置する市（特別区を含む。）の市長（特別区の区長を含む。）は、調査票を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出します。
- (3) 都道府県知事は、調査票を審査整理し、平成26年12月18日（木）までに提出します。

**【調査票の提出先】** 別途連絡します（11月下旬予定）

## 8 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部において速やかに行います。

**【調査に関する問い合わせ先】**

厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健社会統計課 保健統計室 患者統計係

TEL 03(5253)1111 内線 7516, 7517

### （参考）調査対象施設へのアンケートの実施について

- ・ オンライン調査の推進に当たり、その参考資料を得るため、平成26年患者調査の全調査対象施設に対し、調査票提出方法に関するアンケートを実施します。（一般診療所・歯科診療所を含む）
- ・ 調査対象施設においては、厚生労働省ホームページからダウンロードしたエクセルファイルを メールで送信、または、各「調査の手引」巻末の様式を用いて FAXで送信 していただきます。  
（平成26年11月28日（金）まで）
- ・ アンケート結果は、医療施設が特定できないように処理した上で公表する場合があります。
- ・ 本アンケートに係る都道府県・保健所でのとりまとめ等の作業は一切ありません。

⇒ 平成26年患者調査 調査の手引

（病院用）49ページ、（一般診療所票）34ページ、（歯科診療所）14ページ

※ 各手引の巻末に、参考としてアンケート内容を掲載しています。

## 2. 調査関係書類

- ・ 平成26年患者調査における調査関係書類は以下のとおりです。
- ・ 都道府県及び保健所分は、各資料につき数部ずつ配布しています。
- ・ 調査対象施設への参考配布枚数は、「平成26年患者調査 施設名簿」に掲載してありますので参考にしてください。
- ・ 配布資料に不足等がありましたら、厚生労働省にお問い合わせください。

配布資料名	配布先				備考
	県・保健所	病院	一般診療所	歯科診療所	
平成26年患者調査実施要領	○	—	—	—	
調査ご協力をお願い※	○	○	○	○	・ 厚生労働省から各医療施設あてに調査をお願いする紙 ・ 医療施設名、調査対象等がプレプリントしてあるので、配布時には十分留意のこと。
調査票	○	○	○	○	病院・一般診療所では、施設により配布する調査票の種類が異なるので、施設名簿で確認すること。
平成26年患者調査調査の手引	○	○ 病院用	○ 一般診療所用	○ 歯科診療所用	
平成26年患者調査について（送付）	○	○	○	○	
患者調査における「主傷病名」「副傷病名」の記入について	○	○	○	—	病院、一般診療所のみ配布
平成26年患者調査調査票作成にあたって	○	○	—	—	病院を対象として、オンライン調査の実施開始、調査票種類等を説明した資料
平成26年患者調査施設名簿（エクセルファイル）	○ (メール)	—	—	—	・ 調査対象施設の指定、各医療施設における調査日及び回答調査票の指定等 ・ 厚生労働省から都道府県へメールで送信

2

※ 「調査ご協力をお願い」は、調査対象施設配布用（調査日等をプレプリントしたもの、施設数分）と、都道府県・保健所用の予備（プレプリントなし、各保健所若干数）を配布します。

⇒ 11ページ（3）参照

### 3. 調査票の種類

患者調査では、調査票が7種類あります。

調査対象施設へ配布する際には、調査票の種類を確認の上、確実に配布するようお願いします。

#### 1. 病院

- 調査票は4種類

①病院入院(奇数)票 / ②病院外来(奇数)票 / ③病院(偶数)票 / ④病院退院票

なお、③病院(偶数)票は同一の調査票様式ですが、入院分(③-1)と外来分(③-2)に分けて記入します。

- 外来分(②病院外来(奇数)票、③-2病院(偶数)票(外来分))は、500床未満の一部の病院での記入は不要です。調査対象は、「平成26年患者調査施設名簿」または「調査ご協力のお願い」でご確認ください。
- 患者の生年月日の末尾により、使用する調査票が異なります(奇数票・偶数票)。

例) 昭和30年1月20日生まれの場合： 末尾は「0」のため「病院(偶数)票」へ記入




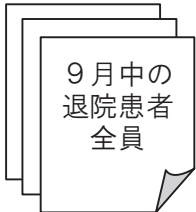
ただし、500床以上の病院については、記入者負担の軽減を図るため、生年月日の末尾が奇数であっても、調査項目の少ない病院(偶数)票の記入となる場合があります。

#### 【参考：病床規模別にみた調査票の種類】

病床規模	①病院 入院(奇数)票	②病院 外来(奇数)票	③病院(偶数)票		④病院退院票
			③-1 (入院分)	③-2 (外来分)	
20   499 床	生年月日末尾 1,3,5,7,9	生年月日末尾 1,3,5,7,9 <small>記入不要の病院あり</small>	生年月日末尾 0,2,4,6,8	生年月日末尾 0,2,4,6,8 <small>記入不要の病院あり</small>	9月中の 退院患者 全員
500   599 床	生年月日末尾 1,3,5,7, <del>9</del>	生年月日末尾 1,3,5,7, <del>9</del>	生年月日末尾 0,2,4,6, 8,⑨	生年月日末尾 0,2,4,6, 8,⑨	9月中の 退院患者 全員
600 床 以上	生年月日末尾 <del>✳</del> 3,5,7, <del>✳</del>	生年月日末尾 <del>✳</del> 3,5,7, <del>✳</del>	生年月日末尾 0,①,2,4, 6,8,⑨	生年月日末尾 0,①,2,4, 6,8,⑨	9月中の 退院患者 全員

## 2. 一般診療所

- 調査票は2種類
  - ⑤一般診療所票 / ⑥一般診療所退院票
- 有床診療所については、調査日現在入院している患者も調査対象となりますので、⑤一般診療所票にもれなく記入します。

無床診療所	有床診療所	
⑤一般診療所票	⑤一般診療所票	⑥一般診療所退院票
 <p>外来分</p>	  <p>入院分      外来分</p> <p>同じ調査票様式ですが、入院分、外来分をそれぞれ作成します。</p>	 <p>9月中の 退院患者 全員</p>

## 3. 歯科診療所

- 調査票は1種類      ⑦歯科診療所票      … 外来のみ

## 4. 調査票の提出方法

医療施設が調査票を提出する際には、**3つの方法**により提出が可能です。

「2.電子調査票」及び「3.オンライン調査票」を利用した場合、医療施設では、管理している既存の患者情報の読込等が可能となり、調査票を効率的に作成することができます。

また、医療施設において回答内容のチェック機能を実行済みのため、都道府県・保健所では内容審査が不要となり、業務の軽減が見込めます。

### 1 調査票（紙）

- ・厚生労働省が配布する紙の調査票に記入し、郵送等で提出します。

### 2 電子調査票（エクセルファイル）（CD-R等による提出）

- ・調査内容をエクセルファイルに入力の上、CD-R等に保存し、郵送等で提出します。
- ・電子調査票や作成の手引等は、以下の掲載場所から医療施設がダウンロードします。

（平成26年8月掲載予定）

掲載場所：厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)

→ 組織別の政策一覧

→ 大臣官房統計情報部

→ 「平成26年患者調査にご協力ください」

(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01.html>)

### 3 【新規】オンライン調査票（エクセルファイル）（インターネットによる提出）

調査内容をエクセルファイルに入力の上、独立行政法人統計センターが運用管理する「政府統計共同利用システム」のオンライン調査システムを利用して送信し、インターネット回線を経由して回答します。

#### （1）利用できる医療施設、調査票

- ・平成26年患者調査では、病院を対象とした調査票において、利用が可能です。  
⇒ 病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院（偶数）票、病院退院票
- ・オンライン調査の利用を事前に希望した保健所※管内のすべての病院で利用可能です。  
※ 「政府統計共同利用システムを利用した平成26年医療施設静態調査及び患者調査の実施に係るオンライン調査の導入について」（平成26年4月16日付各都道府県保健統計主管課あて事務連絡、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室）により回答いただいた保健所  
⇒ 利用可能な病院には、「調査ご協力をお願い」に厚生労働省で設定した「政府統計コード」「調査対象者ID」「確認コード」を印字しています。
- ・オンライン調査票の利用は任意ですので、オンライン調査票が利用可能な保健所管内の病院であっても、調査票（紙）または電子調査票の利用が可能です。



(2) オンライン調査票を利用するための事前準備作業（認証システム操作）

- ・ オンライン調査の利用機関は、政府統計共同利用システムにおける利用機関管理者、課室管理者、一般ユーザによって構成されますが、それぞれの調査経由機関（都道府県、保健所を設置する市、保健所）で、平成26年8月中旬までに一般ユーザを配置し、アクセス権限を設定します。
- ・ オンライン調査を他の統計調査業務（医療施設静態調査、病院報告等）で既に使用していて、担当課室、担当者（一般ユーザ）が同一の場合であっても、患者調査に対するアクセス権限の設定が必要です。

(3) 都道府県、保健所を設置する市、特別区、保健所における留意点

国へのオンライン調査票の提出期限は、紙調査票、電子調査票と同様、平成26年12月18日（木）ですので、期日までにオンライン調査票分についても、紙調査票、電子調査票分と併せて「施設名簿」「送付票」にデータ件数等を記入してください。

(4) 作成の手引等

- ・ 経由機関で実施していただくオンライン調査に係る操作方法等については、政府共同利用システムの「統計調査等業務利用機関総合窓口」にマニュアルを掲載しますので、オンライン調査を導入する都道府県・保健所におかれましては、必ずご一読ください。（平成26年8月掲載予定）

掲載場所：政府統計共同利用システム 統計調査等業務利用機関総合窓口

[https://e-stat.nstac.hq.admix.go.jp/AS5/GM10000000.do?first\\_request=on](https://e-stat.nstac.hq.admix.go.jp/AS5/GM10000000.do?first_request=on)

※ 課室管理者が設定したID、トークンに表示されるワンタイムパスワードによりログイン

- ・ また、上記の経由機関用マニュアルや、オンライン調査票作成の手引（オンライン調査を実施する病院用）等は、厚生労働省ホームページにも掲載します。（平成26年8月掲載予定）

掲載場所：厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)

→ 組織別の政策一覧

→ 大臣官房統計情報部

→ 「平成26年患者調査にご協力ください」

(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01.html>)

- ・ なお、オンライン調査を行う病院では、以下のアドレスからオンライン調査システムにログインした上で、オンライン調査票や作成の手引等をダウンロードします。（平成26年8月掲載予定）

掲載場所：政府統計共同利用システム 政府統計オンライン調査総合窓口

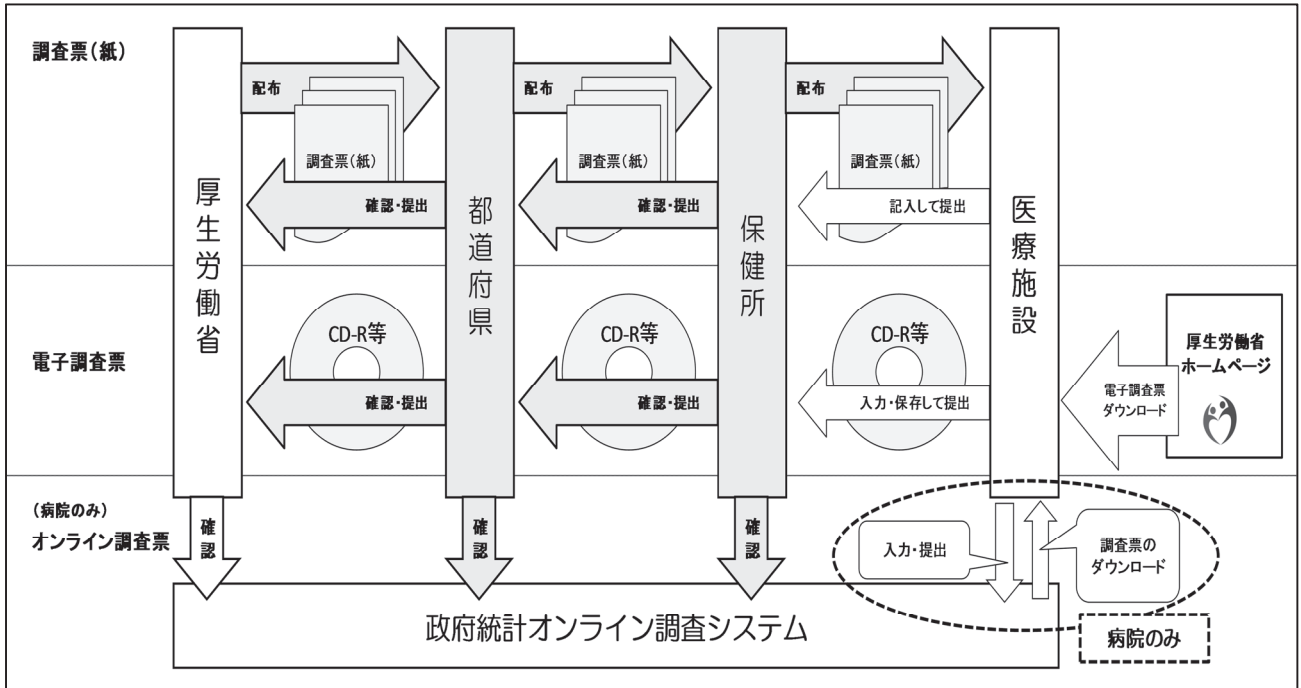
[http://www.e-survey.go.jp/top1/GD09010101V.do?first\\_request=on](http://www.e-survey.go.jp/top1/GD09010101V.do?first_request=on)

※ 各医療施設に配布した「調査ご協力のお願ひ」に印字してある、厚生労働省で設定したID等でログイン

(5) コールセンター

- ・ オンライン調査に関する質問については、専用のコールセンターを開設予定です。
- ・ 電話番号、開設時期等は厚生労働省ホームページ（⇒上記（4）アドレス）に掲載します。

【参考1：患者調査の調査系統】



【参考2：オンライン調査システムの概要】（総務省ホームページより）



### POINT

- ① 調査対象者の都合の良い時にインターネット回線経由で直接、回答・送付できます！
- ② 他人の目に触れることなく、回答した調査票が送付できます！
- ③ 電子調査票の入力チェック機能によりデータの入力ミスを防ぐことができます！

## 5. 調査対象施設の確認、協力依頼等

### 1 施設名簿の確認


- (1) 都道府県では、厚生労働省からメールで送付された「平成26年患者調査施設名簿」（エクセルファイル）（以下、「施設名簿」という。）により調査対象施設を把握し、管轄保健所に施設名簿を送付します。
- (2) 保健所では、都道府県から送付された施設名簿により、管内の調査対象施設を把握します。

### 2 保健所符号の転記（保健所での業務）

施設名簿に記載された「保健所符号」を、各調査票の右上にある保健所符号欄に記入します。

※ 調査票を各調査対象施設へ配布する前に必ず記入してください。

平成 26 年患者調査 施設名簿（病院）		
都道府県名	〇〇県	保健所符号 <b>0101</b>

厚生労働省 

※保健所符号	<b>0101</b>
施設番号	H-
患者番号	

**各調査票に保健所符号を転記**


### 3 調査対象施設への協力依頼・資料配布

- (1) 保健所長は、調査対象施設の管理者に調査の趣旨を説明し、調査への協力を依頼します。  
また、併せて以下の資料を配布します。  
なお、施設名簿に調査票等の配布見込み枚数を記載しているのので、配布時の参考にしてください。

配布資料名	配布先			備考
	病院	一般診療所	歯科診療所	
調査ご協力をお願い	○	○	○	医療施設名、調査対象等がプレプリントしてあるので、配布先を間違えないこと。
調査票 ※保健所符号記入済みのもの	○	○	○	病院・一般診療所では、施設により配布する調査票の種類が異なるので、施設名簿で確認すること。
平成26年患者調査 調査の手引	○ 病院用	○ 一般診療所用	○ 歯科診療所用	
平成26年患者調査について (送付)	○	○	○	(以下、「送付票」という。)
患者調査における「主傷病名」「副傷病名」の記入について	○	○	—	病院、一般診療所のみ配布
平成26年患者調査 調査票作成にあたって	○	—	—	病院を対象として、オンライン調査の実施開始、調査票種類等を説明した資料

- (2) 調査対象施設への依頼前に、廃止等のために調査不能であることを把握している場合には、調査票等を配布する必要はありませんが、施設名簿へその旨を入力します。⇒20ページ
- (3) 調査対象施設あての「調査ご協力のお願い」にプレプリントされた施設名等に変更がある場合は、別途送付する、プレプリントされていない同様式により、正しい名称等を書いて配布します。
- (4) 調査日は、調査対象施設別に以下の期間中の1日を指定しています。各施設の調査日は「調査ご協力のお願い」及び施設名簿に記載していますので、間違いのないよう各施設に伝達します。
- 病院 10月21日(火)～23日(木)のうち1日
  - 一般診療所及び歯科診療所 10月21日(火)、22日(水)、24日(金)のうち1日
- ⇒ 病院及び一般診療所の退院患者は、上記期間によらず、平成26年9月の1か月間の退院患者すべてが調査対象となります。
- (5) 各医療施設から保健所に提出する期限を設定し、資料配布時に周知します。  
 なお、オンライン調査票のみで提出する病院では、保健所への提出物がありませんので、連絡方法等について事前に調整しておくようお願いします。
- (6) 患者調査をお願いする病院には、「患者調査のみを実施する病院」、「患者調査と受療行動調査を実施する病院」の2種類があります。  
 各施設がどちらの病院であるか、「調査ご協力のお願い」または「施設名簿」にて確認し、調査関係書類を間違いなく配布するようお願いいたします。
- (7) 現在、政府全体でオンライン調査を推進していることから、オンライン調査を希望された保健所管内の病院には、オンライン調査の積極的な活用を促していただけるようお願いいたします。

参考：「調査ご協力のお願い」の例（患者調査と受療行動調査を実施する病院の例）

		
<b>調査ご協力のお願い</b> (平成26年患者調査・平成26年受療行動調査)		
施設番号	(〇〇県) H-001	
調査日	10月21日	※患者調査の退院患者の調査期間は 平成26年9月1日～9月30日
調査の対象	<b>患者調査</b>	<b>入院・外来・退院</b>
	<b>受療行動調査</b>	<b>入院・外来</b>

## 6. 調査対象施設から調査票が提出された後の業務

### 6-1 保健所の業務

#### 6-1-1 調査票(紙)の内容審査

##### 【注意点】

- 提出された各調査票の枚数が、送付票に記入された枚数と一致しているかを確認します。
- 提出された各調査票の内容を、下記の要領により審査し、記入もれ、誤りがある場合は、医療施設の管理者に問い合わせの上、可能な限り正確に記入します。
- 審査の際は、調査票が散逸しないように注意します。

##### 病院入院(奇数)票

##### 病院外来(奇数)票

病院の病床規模(※)によって調査票の作成対象が異なります。

※ 病床規模：医療法第27条の規定により使用許可を受けた病床(許可病床)の規模

病床規模	生年月日の末尾	生年月日の例				
20~499床の病院	1, 3, 5, 7, 9 日	1/11	3/13	5/25	7/ 7	9/29
500~599床の病院	1, 3, 5, 7 日	1/11	3/13	5/25	7/ 7	9/29
600床以上の病院	3, 5, 7 日	1/11	3/13	5/25	7/ 7	9/29

病院(偶数)票に記入

##### 【審査内容】

保健所符号	各保健所別に定められた4けた符号となっているか
施設番号	<ul style="list-style-type: none"><li>施設名簿に指定された施設番号と一致しているか</li><li>数字3けたに満たない1~99の場合は、「001」のように「0(ゼロ)」で埋めてあるか</li></ul>
患者番号	<ul style="list-style-type: none"><li>調査票の種類別の一連番号になっているか</li><li>重複記入や欠番などがないか</li><li>一連番号の最後の患者番号が○で囲まれているか</li></ul>
(1) 性別	「1」「2」のいずれか1つが○で囲まれているか
(2) 出生年月日	出生年月日が記入されているか
(3) 患者の住所	<ul style="list-style-type: none"><li>「1」「2」のいずれか1つが○で囲まれているか</li><li>「2」が○で囲まれている場合 (入院票) 都道府県・市郡・区町村名が記入されているか (外来票) 都道府県名が記入されているか</li></ul>

(4) 入院年月日  
(入院票)

入院年月日が記入されているか

(4) 外来の種別  
(外来票)

- ・ 「1～6」のいずれか1つが○で囲まれているか
- ・ 再来患者は、前回診療（訪問）月日が記入されているか

(5) 受療の状況

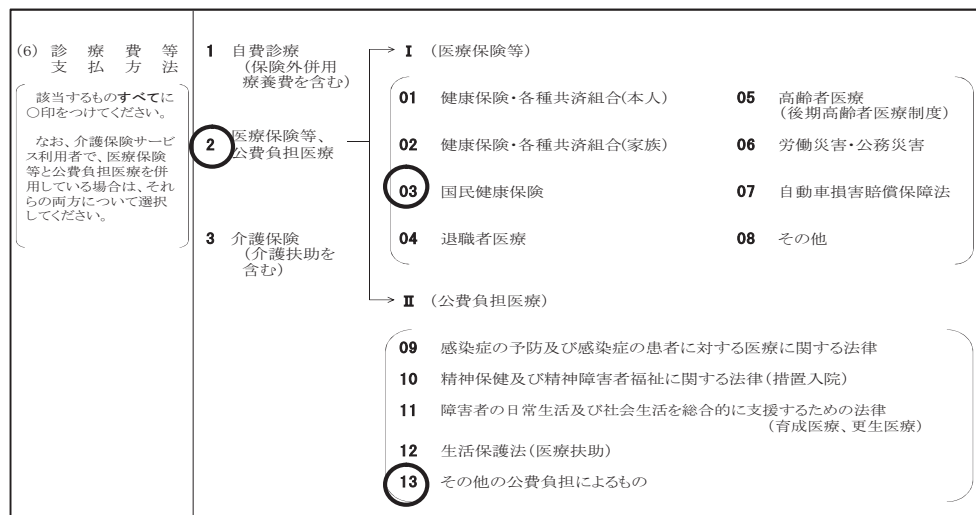
- ・ 入院票は「1～5」、外来票は「1～6」のいずれか1つが○で囲まれているか
- ・ 「1 傷病の診断・治療」の場合は(1) 主傷病名が記入されているか
- ・ 主傷病名が「慢性肝炎」、「肝硬変」又は「肝及び肝内胆管の悪性新生物」の場合は、肝疾患の状況「1～4」のいずれか1つが○で囲まれているか
- ・ 主傷病名が外傷（中毒を含む）の場合は、外傷の原因「1～9」のいずれか1つが○で囲まれているか
- ・ (2) 副傷病名の「01～16」のいずれかが○で囲まれているか ※複数回答○

(6) 診療費等  
支払方法

- ・ 「1 自費診療」、「2 医療保険等、公費負担医療」、「3 介護保険」の「1～3」が○で囲まれているか ※複数回答○
- ・ 「2 医療保険等、公費負担医療」の場合、「I (医療保険等)」及び「II (公費負担医療)」の「01～13」（外来票は「01～12」）のうちいずれかが○で囲まれているか

※複数回答○ ⇒ 「調査の手引」【病院用】16～19ページ参考

(記入例) 入院票



(7) 病床の種別  
(入院票)

「1～6」のいずれか1つが○で囲まれているか

(8) 紹介の状況  
(外来票は(7))

「1～7」のいずれか1つが○で囲まれているか

(9) 来院時の状況  
(外来票は(8))

- ・ 「1～3」のいずれか1つが○で囲まれているか
- ・ 「2」または「3」（救急の受診）のいずれかが○で囲まれている場合、救急で受診した時間について「1」「2」のいずれか1つが○で囲まれているか

(10) 入院の状況  
(入院票)

- ・ 「1～5」のいずれか1つが○で囲まれているか

### 病院（偶数）票

病院の病床規模（※）によって調査票の作成対象が異なります。

※ 病床規模：医療法第27条の規定により使用許可を受けた病床（許可病床）の規模

病床規模	生年月日の末尾	生年月日の例
20～499床の病院	0, 2, 4, 6, 8 日	1/20 3/22 4/4 5/16 6/28
500～599床の病院	0, 2, 4, 6, 8, <u>9</u> 日	1/20 3/22 4/4 5/16 6/28 <u>7/9</u>
600床以上の病院	0, <u>1</u> , 2, 4, 6, 8, <u>9</u> 日	1/20 <u>2/11</u> 3/22 4/4 5/16 6/28 <u>7/9</u>

### 【審査内容】

保健所符号

各保健所別に定められた4けた符号となっているか

施設番号

- ・ 施設名簿に指定された施設番号と一致しているか
- ・ 数字3けたに満たない1～99の場合は、「001」のように「0（ゼロ）」で埋めてあるか

調査票番号

- ・ 入院・外来別の一連番号になっているか
- ・ 重複記入や欠番などがいないか
- ・ 入院・外来別に一連番号の最後の調査票番号に○がついているか

入院・外来の別

「1」「2」のいずれか1つが○で囲まれているか

性別

「1」「2」のいずれか1つが○で囲まれているか

出生年月日

出生年月日が記入されているか

この調査票に記入した患者数

記入されている患者数と一致しているか



## 一般診療所票

### 【審査内容】

保健所符号	各保健所別に定められた4けた符号となっているか
施設番号	<ul style="list-style-type: none"><li>施設名簿に指定された施設番号と一致しているか</li><li>数字3けたに満たない1～99の場合は、「001」のように「0（ゼロ）」で埋めてあるか</li></ul>
患者番号	<ul style="list-style-type: none"><li>入院・外来別の一連番号になっているか</li><li>重複記入や欠番などがないか</li><li>入院・外来別に一連番号の最後の調査票番号に○がついているか</li></ul>
(1) 性別	「病院入院（奇数）票」に同じ ⇒12ページ
(2) 出生年月日	
(3) 患者の住所	<ul style="list-style-type: none"><li>「1」「2」のいずれか1つが○で囲まれているか</li><li>「2」が○で囲まれている場合、都道府県名が記入されているか</li></ul>
(4) 入院・外来の種類等	(入院患者の場合) <ul style="list-style-type: none"><li>入院年月日が記入されているか</li></ul> (外来患者の場合) <ul style="list-style-type: none"><li>外来の「1～6」のいずれか1つが○で囲まれているか</li><li>再来患者については前回診療（訪問）月日が記入されているか</li></ul>
(5) 受療の状況	「病院入院（奇数）票」に同じ ⇒13～14ページ
(6) 診療費等 支払方法	
(7) 紹介の状況	
(8) 来院時の状況	
(入院のみ)	
(9) 病床の種別	「1～3」のいずれか1つが○で囲まれているか
(10) 入院の状況	「1～5」のいずれか1つが○で囲まれているか

## 歯科診療所票

### 【審査内容】

保健所符号	各保健所別に定められた4けた符号となっているか
-------	-------------------------

施設番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設名簿に指定された施設番号と一致しているか</li> <li>・ 数字3けたに満たない1～99の場合は、「001」のように「0（ゼロ）」で埋めてあるか</li> </ul>
患者番号	「病院入院（奇数）票」に同じ ⇒12ページ
(1) 性別	
(2) 出生年月日	
(3) 患者の住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1」「2」のいずれか1つが○で囲まれているか</li> <li>・ 「2」が○で囲まれている場合、都道府県名が記入されているか</li> </ul>
(4) 外来の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1～5」のいずれか1つが○で囲まれているか</li> <li>・ 再来患者については前回診療（訪問）月日が記入されているか</li> </ul>
(5) 傷病名	「01～16」のいずれか1つが○で囲まれているか
(6) 診療費等 支払方法	「病院入院（奇数）票」に同じ ⇒13ページ

### 病院退院票

### 一般診療所退院票

平成26年9月1日～30日に調査対象施設を退院したすべての患者が対象です。

#### 【審査内容】

保健所符号	各保健所別に定められた4けた符号となっているか
施設番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設名簿に指定された施設番号と一致しているか</li> <li>・ 数字3けたに満たない1～99の場合は、「001」のように「0（ゼロ）」で埋めてあるか</li> </ul>
患者番号	「病院入院（奇数）票」に同じ ⇒12ページ
(1) 性別	
(2) 出生年月日	
(3) 患者の住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1」「2」のいずれか1つが○で囲まれているか</li> <li>・ 「2」が○で囲まれている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>（病院退院票） 都道府県・市郡・区町村名が記入されているか</li> <li>（一般診療所退院票） 都道府県名が記入されているか</li> </ul> </li> </ul>

(4) 過去の入院の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1」 「2」 のいずれか1つが○で囲まれているか</li> <li>・ 「1」 が○で囲まれている場合、過去の入院の際の退院年月日が記入されているか</li> </ul>
(5) 入院年月日	入院年月日が記入されているか
(6) 退院年月日	退院日が記入されているか
(7) 受療の状況	「病院入院（奇数）票」に同じ ⇒13ページ
(8) 診療費等 支払方法	
(9) 病床の種別	<p>(病院退院票) 「1～6」 のいずれか1つが○で囲まれているか</p> <p>(一般診療所退院票) 「1～3」 のいずれか1つが○で囲まれているか</p>
(10) 入院前の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1～11」 のいずれか1つが○で囲まれているか</li> </ul> <p>(病院退院票)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「5～10」 が○で囲まれている場合、その所在地について「1」 「2」 のいずれか1つが○で囲まれているか</li> <li>・ 「2 当院とは別の市区町村」 が○で囲まれている場合、都道府県・市郡・区町村名が記入されているか</li> </ul>
(11) 来院時の状況	「病院入院（奇数）票」に同じ ⇒14ページ
(12) 手術の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1」 「2」 のいずれか1つが○で囲まれているか</li> <li>・ 「1」 が○で囲まれている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手術日が記入されているか</li> <li>・ 手術名「1～9」 のいずれか1つが○で囲まれているか</li> </ul> </li> </ul>
(13) 転帰	「1～6」 のいずれか1つが○で囲まれているか
(14) 退院後の行き先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(13)転帰」 が「5 死亡」 以外の場合、「1～11」 のいずれか1つが○で囲まれているか</li> </ul> <p>(病院退院票)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「5～10」 が○で囲まれている場合、その所在地について「1」 「2」 のいずれか1つが○で囲まれているか</li> <li>・ 「2 当院とは別の市区町村」 が○で囲まれている場合、都道府県・市郡・区町村名が記入されているか</li> </ul>

## 1. 調査対象施設における利用上の注意 (参考)

- ・ 調査対象施設で電子調査票を利用する場合には、Microsoft社のMicrosoft Excel 2003以降がインストールされたWindowsパソコンが必要です。
- ・ 電子調査票提出の際に使用可能な電磁的記録媒体は、CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD+R、DVD-RW、DVD+RWのみとします。  
⇒ 途中での不慮のデータ消去、書き換え防止の観点から、CD-RW、DVD-RW、DVD+RWでの提出は極力控えるようお願いしています。
- ・ 電子調査票の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載している作成の手引(医療施設用)に掲載しています。 ⇒ 6ページ

## 2. 提出状況の確認

## (1) CD-R等の確認

- ・ MO、フロッピーディスク、USBによる提出がないか確認します。

## (2) データ件数の確認

- ・ ラベル等に記入されたデータ件数が、調査対象施設から提出された送付票に記入された件数と一致しているかを確認します。
- ・ CD-R等に保存されたファイルを開いて内容を審査する必要はありません。

## (3) ラベル等の確認

- ・ ラベル等の記入内容を確認します。
- ・ 提出件数が足りない場合は、紙調査票やオンライン調査票による提出がないか確認した上で、医療施設へ照会します。

## &lt;ラベル記入内容&gt;

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ① 調査名      | ④ 提出年月日          |
| ② 施設番号、施設名 | ⑤ 都道府県名、管轄する保健所名 |
| ③ 施設所在地    | ⑥ 調査票ごとの記録件数     |

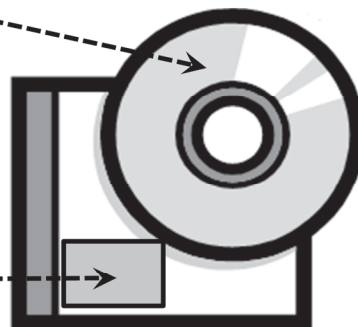
## &lt;ラベル等の記入例(病院の例)&gt;

## 【CD-R等の本体に記入する事項】

- ② H-135 厚生労働病院
- ⑤ 東京都 霞ヶ関保健所

## 【ラベル等に記入する事項】

- ① 患者調査
- ② H-135 厚生労働病院
- ③ 東京都千代田区霞が関1-2-2
- ④ 平成26年10月30日提出
- ⑤ 東京都 霞ヶ関保健所
- ⑥ 病院入院(奇数)票: 50件  
病院外来(奇数)票: 200件  
病院(偶数)票 入院分: 55件  
病院(偶数)票 外来分: 190件  
病院退院票: 100件



## 1. 利用上の注意

- ・ 病院から提出された「オンライン調査票」の確認にあたっては、保健所・都道府県においても、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムに適合した通信環境・パソコン環境が整っている必要があります。
- ・ 各病院からの提出状況を確認する際にMicrosoft Excelを使用しますので、上記オンライン環境と併せて、Microsoft社のMicrosoft Excel 2003以降がインストールされたWindowsパソコンが必要です。  
ただし、Microsoft Excel 2003は既にMicrosoft社の保証対象外となっておりますので、最新版の利用を推奨します。

## 2. 提出状況の確認

- ・ 政府統計共同利用システムにおける一般ユーザIDによりオンライン調査システムにログインし、管内各施設の提出状況を確認します。  
⇒ オンライン調査システムの「受付状況確認」から、提出の有無及び提出件数等を確認します。
- ・ 詳細については、厚生労働省ホームページに掲載しているマニュアルをご参照ください。  
(平成26年8月掲載予定)

掲載場所：厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)

→ 組織別の政策一覧

→ 大臣官房統計情報部

→ 「平成26年患者調査にご協力ください」

(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01.html>)

- ・ 提出がない場合は、調査票（紙）または電子調査票（CD-R等）での提出がないか確認し、それでも提出がない場合には、医療施設へ照会します。

### 1. 記載内容の確認

施設名簿は平成26年2月末の医療施設基本ファイルを基に作成していますので、調査日時点の状況と相違がある場合は、「整理番号」、「施設名」、「施設所在地」、「有床・無床」（一般診療所のみ）欄等を上書き修正します。

ただし、「施設番号」及び「調査日」は変更しないでください。

### 2. 廃止等の状況

調査不能等の医療施設については、施設名簿の「廃止等の状況」欄に「1～9」の該当する番号を入力します。

#### 【廃止等の状況】

- 1:廃止
- 2:休止 医療法上の休止届を既に出してある状態
- 3:休診 調査日現在、休診の状態である医療施設  
→ 医療施設静態調査では調査日(10/1)がいわゆる病院の休診日にあたる場合は「休診」としませんが、患者調査では、調査日が病院の休診日にあたる場合は「休診」とします。
- 4:患者なし
- 5:拒否
- 6:一部拒否
- 7:調査不能
- 8:変更（施設名・施設所在地等）
- 9:その他

### 3. 調査票枚数の入力

調査票が1枚も提出されていない場合や、病床規模から考えて明らかに少なく調査票が提出されている場合は、紙の調査票、電子調査票（CD-R等）、オンライン調査票のいずれかの提出がないか確認した上で、医療施設に照会します。

#### ① 紙の調査票による提出

各医療施設から提出された調査票枚数、患者数(病院(偶数)票のみ)を入力します。

#### ② 電子調査票による提出

CD-R等に記載されたデータ件数、CD-R等の提出枚数を入力します。

#### ③ オンライン調査票による提出

政府統計共同利用システムにおける一般ユーザIDによりオンライン調査システムにログインし、提出された件数を確認の上、入力します。（⇒ 19ページ参照）

### 4. 施設名簿入力後は、都道府県へメールで送信します。



## 6-1-5 送付票の作成

(保健所の業務)

- ・ 提出された調査票枚数、データ件数及びCD-R等の枚数を記入します。
- ・ 送付票完成後、保健所保管用に1部を複写し、保管します。
- ・ 原票は、調査票の最上部に添付し、各調査票の枚数が送付票に記入した枚数と一致しているか確認します。⇒ 26ページ

### 【記入例】

**患者調査送付票**  
(都道府県・市(区)・保健所用)

(文書番号) 号  
平成26年10月31日

〇〇県知事 殿

都道府県知事  
市(区)長     △△保健所長  
保健所長     **保健 太郎**

### 平成26年患者調査について (送付)

平成26年患者調査の調査票を次のとおり送付します。

CD-R等の送付枚数 → 15 枚

			調査票(紙)	電子調査票(CD-R等)	オンライン調査票	
			調査票枚数 /患者数	データ件数	データ件数	
病院	病院入院(奇数)票		<b>2500</b> 枚	<b>250</b> 件	<b>500</b> 件	
	病院外来(奇数)票		<b>1650</b> 枚	<b>200</b> 件	<b>300</b> 件	
	病院 (偶数)票	入院	調査票枚数	<b>125</b> 枚	<b>300</b> 件	<b>700</b> 件
			患者数	<b>2250</b> 人		
		外来	調査票枚数	<b>87</b> 枚	<b>200</b> 件	<b>400</b> 件
			患者数	<b>1500</b> 人		
病院退院票		<b>1900</b> 枚	<b>200</b> 件	<b>300</b> 件		
一般診療所	一般診療所票	入院	<b>18</b> 枚	<b>10</b> 件		
		外来	<b>960</b> 枚	<b>50</b> 件		
	一般診療所退院票		<b>20</b> 枚	<b>0</b> 件		
歯科	歯科診療所票		<b>250</b> 枚	<b>200</b> 件		

注) 本票は、都道府県(市(区)保健所)において2通作成し、1通を控えとして保管すること。



### (1) 調査票の提出期限

保健所長は、**都道府県知事の定める期限までに**、医療施設から提出された各調査票を審査の上、都道府県知事に提出します。ただし、保健所を設置する市(特別区を含む。)の保健所長は、市長(特別区の区長を含む。)を経由して都道府県知事あてに、都道府県知事の定める期限までに提出します。

### (2) 各調査票等のまとめ方 ⇒26~27ページ参照

- ① 各調査票(紙)は、調査票の種類ごとに**施設番号の順**に重ね、紙テープで括ってください。なお、2括り以上になるときは、紙テープに「○括りのうち○括り」と付記してください。
  
- ② 送付票、CD-R等は、必ず1箱目(○箱のうち1箱)の梱包の最上部に入れてください。  
梱包は、輸送途中で破損や散逸しないよう十分留意してください。特にCD-R等は破損しないようにケースに入れるか、緩衝材(段ボール等)で梱包してください。  
梱包には「**患者調査**」と明記し、梱包が2個以上にわたる場合は「○個のうち○個」と付記してください。
  
- ③ 「施設名簿」は、安全な回線を用いて都道府県にメールで送信します。

## 6-2 都道府県の業務

### 6-2-1 提出状況の確認・送付票の作成

#### 提出状況の確認

##### 1. 調査票（紙）の場合

###### 【調査票枚数の確認】

提出された各調査票の枚数が、送付票に記入された枚数と一致しているかを確認します。

##### 2. 電子調査票の場合

###### 【データ件数の確認】

ラベル等に記入されたデータ件数が、送付票に記入された件数と一致しているかを確認します。

⇒ ファイルを開いて内容を審査する必要はありません。

###### 【ラベル等の確認】

ラベル等の記入内容を確認し、記入もれのないように正確に記入してください。

###### （記入内容）

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ① 調査名      | ④ 提出年月日          |
| ② 施設番号、施設名 | ⑤ 都道府県名、管轄する保健所名 |
| ③ 施設所在地    | ⑥ 調査票ごとの記録件数     |

##### 3. オンライン調査票の場合

- 政府統計共同利用システムにおける一般ユーザIDによりオンライン調査システムにログインし、管内各施設の提出状況を確認します。

⇒ オンライン調査システムの「受付状況確認」から、提出の有無及び提出件数等を確認します。

- 詳細については、厚生労働省ホームページに掲載しているマニュアルをご参照ください。

（平成26年8月掲載予定）

掲載場所：厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）

→ 組織別の政策一覧

→ 大臣官房統計情報部

→ 「平成26年患者調査にご協力ください」

（<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01.html>）

#### 送付票の作成

- 上記で確認した調査票枚数、データ件数及びCD-R等の枚数を送付票に記入し、送付票を作成します。 ⇒ **22ページ参照**

- 都道府県保管用に1部を複写し、保管しておきます。

## 1. 調査票等の提出期限

- ・ 都道府県知事は、調査票等を平成26年12月18日（木）までに提出します。
- ・ 期日までに、送付票・調査票（電子調査票を含む）は別途連絡する宛先へ郵送等により提出、施設名簿は以下のメールアドレス（2（3））に送信します。

## 2. 各調査票等のまとめ方

## (1) 送付票 ⇒ 27ページ

- ・ 都道府県保管用に1部を複写した上で、原票を調査票の最上部に添付します。
- ・ 添付の際には、各調査票の枚数が送付票に記入した枚数と一致しているか確認します。
- ・ 一部のみの送付等、例外的な場合は、その旨を送付票に記入します。

## (2) 調査票 ⇒ 27ページ

- ・ 各調査票（紙）は、調査票の種類別に保健所符号の順に重ね、紙テープで括ります。
- ・ 2括り以上になるときは、紙テープに「○括りのうち○括り」と付記します。

## (3) 施設名簿（エクセルファイル） ⇒ 20～21ページ

- ・ 保健所から提出された施設名簿をとりまとめ、メールで提出します。

施設名簿送信先アドレス（患者調査・受療行動調査共通）



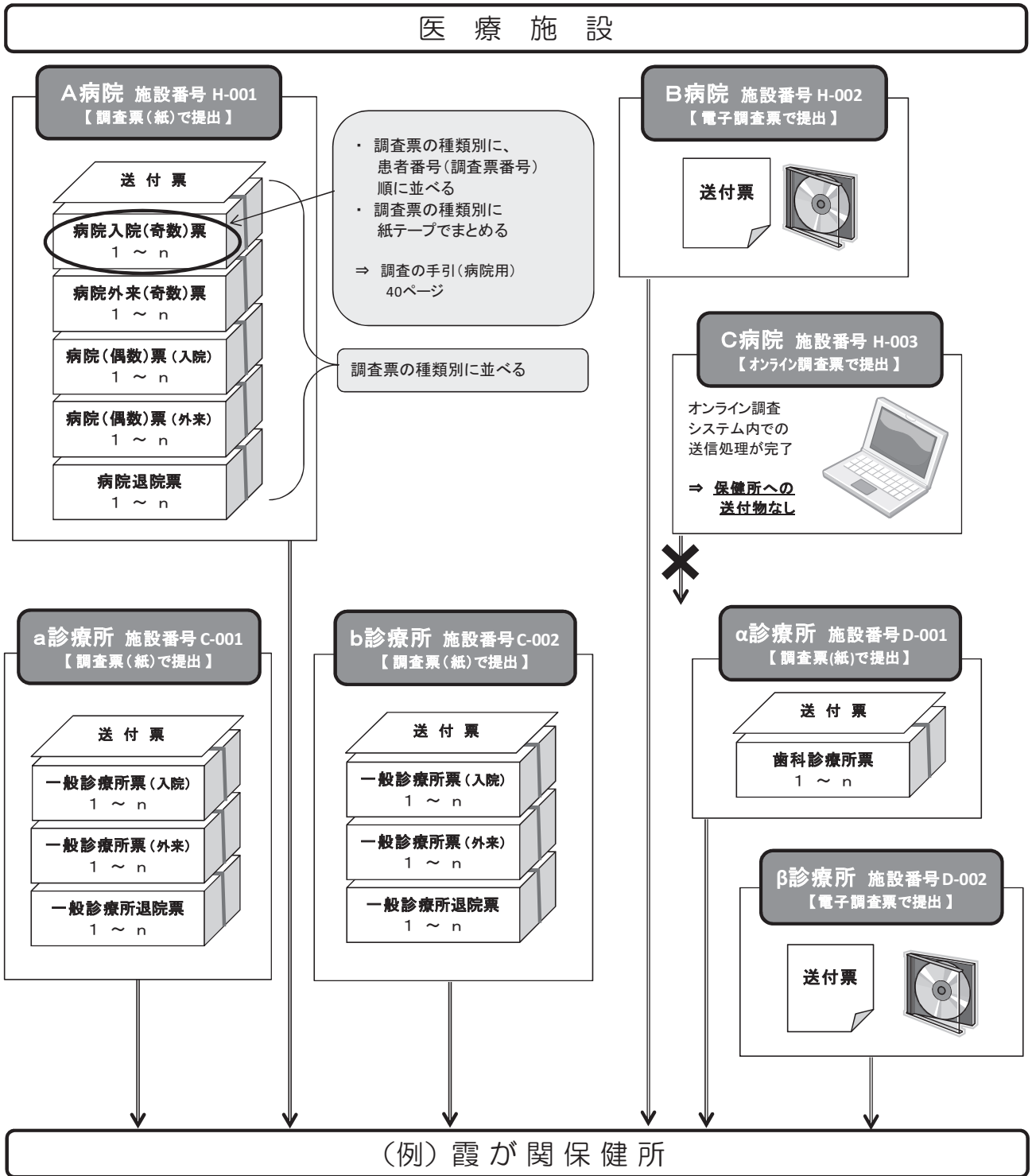
印刷版でご確認ください

- ・ 施設名簿は都道府県保管用として1年間保存後、廃棄してください。

## 3. 梱包・発送の際の注意点

- ・ 「送付票」「CD-R等」は、必ず1箱目（○箱のうち1箱）の梱包の最上部に入れます。
- ・ 電子調査票が保存されているCD-R等は破損しないようケースに入れるか、緩衝材（段ボール等）で梱包します。
- ・ 梱包は、輸送途中で破損や散逸しないよう十分留意してください。
- ・ 梱包には「患者調査」と明記し、梱包が2個以上にわたる場合は「○個のうち○個」と付記します。
- ・ 輸送途中の事故に備え、提出書類の発送記録等を残してください。

(参考) 調査票の流れ (紙の調査票・電子調査票の場合)

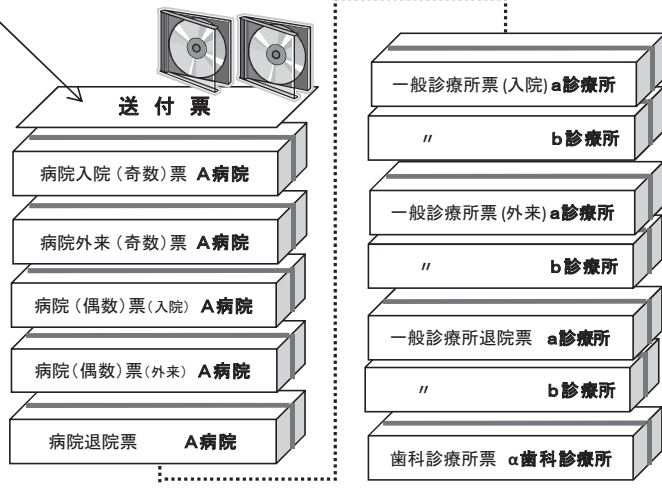


# 保健所

## 霞が関保健所

送付票：各保健所で1枚作成し添付  
全施設分の調査票枚数・データ件数等  
を記入(オンライン調査票分を含む)

管内の医療施設が以下の場合  
病院：A病院、B病院、C病院  
一般診療所：a、b診療所  
歯科診療所：α、β診療所



### 保健所での梱包方法

- ・一番上に送付票
- ・CD-R等も梱包の上部に
- ・調査票の種類別に
- ・施設番号順に

## ●●保健所

## ▲▲保健所

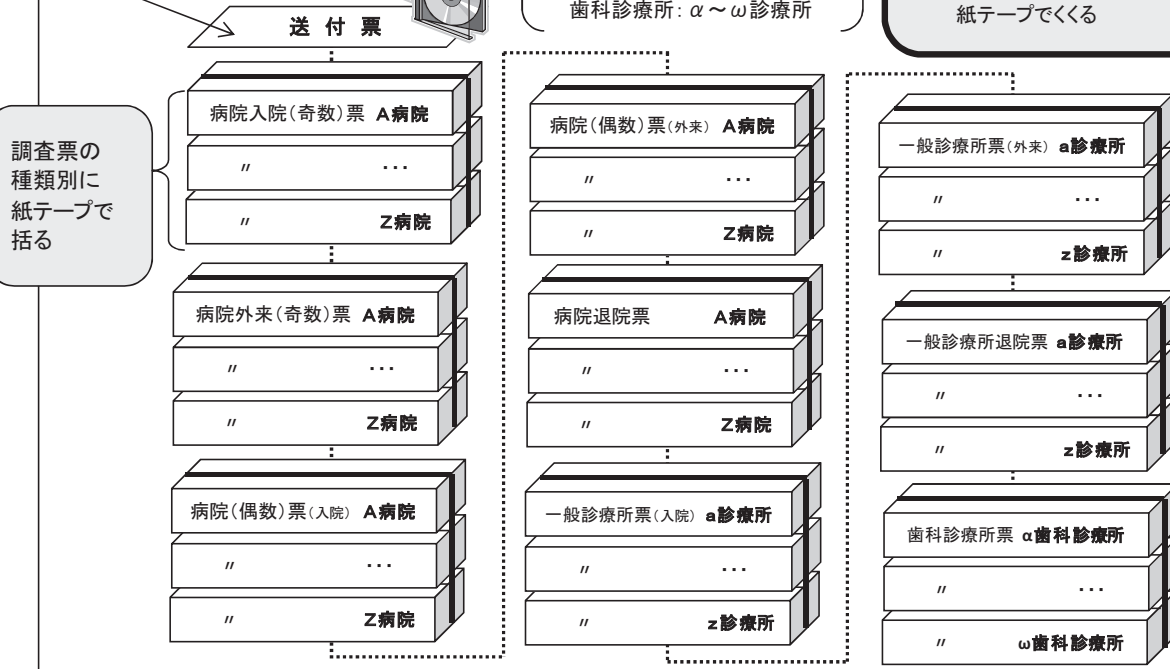
## ■ ■保健所

# 都道府県

## ◆◆県

送付票：各都道府県で1枚作成し添付  
全施設分の調査票枚数・データ件数等  
を記入(オンライン調査票分を含む)

県内の医療施設が以下の場合  
病院：A病院～Z病院  
一般診療所：a～z診療所  
歯科診療所：α～ω診療所



### 都道府県での梱包方法

- ・一番上に送付票
- ・CD-R等も梱包の上部に
- ・調査票の種類別に
- ・保健所符号順に
- 紙テープでくる

厚生労働省（※後日指定する場所）へ送付 12月18日(木)迄

---

## 7. 質疑応答

---

### 目 次

#### 調査票の提出期限

- 問 1 平成26年患者調査の調査票の提出はいつまでか。..... 33

#### 調査日

- 問 2 調査日とは、その日の午前0時からいつまでか。..... 33
- 問 3 調査日の午後11時に急患で来た患者が、そのまま治療を続け、翌日に入院の手続きをした場合は調査対象となるか。..... 33
- 問 4 調査日が休診の医療施設は、調査日を変更して調査すべきか。..... 33

#### 調査日及び調査対象

- 問 5 名称や住所が変わった施設の「調査ご協力のお願ひ」は、どうすればよいか。..... 33

#### 施設名簿

- 問 6 患者調査の施設名簿はいつ作成されたものか。..... 33

#### 調査票

- 問 7 病院(偶数)票の調査票番号は、入院と外来に分けて記入するのか。..... 33
- 問 8 調査票作成の段階で欄外にID番号や患者名を記入してもよいか。..... 33
- 問 9 調査の手引には「同一外来患者が独立した診療科2科以上の診療を受け、それぞれの科で診療録(カルテ)を作成している場合は、それぞれの診療科ごとに調査票を作成します。」とあるが、診療録(カルテ)が1枚の場合は「主傷病名」に最初に受療した科の傷病名を書けばよいか。.. 34

#### 提出方法

- 問 1 0 同一の施設で、調査票(紙)、CD-R等、オンライン調査票を混在して提出してもよいか。.... 34
- 問 1 1 オンライン調査票を利用したいが、「調査ご協力のお願ひ」のコード欄に「利用できません」と印字してある。利用する方法はないのか。(病院のみ)..... 34

#### DPC調査データ

- 問 1 2 「DPC調査データ」の取込項目に主傷病がないのはなぜか。..... 34
- 問 1 3 「DPC調査データ」の取込項目以外の項目はどう入力すればよいか。..... 34

#### 調査対象

- 問 1 4 病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票及び病院(偶数)票は、病院の病床の規模によって調査対象が異なるが、いつの時点での病床の規模で調査すべきか。..... 35
- 問 1 5 病院から一般診療所に変更になった施設、又は一般診療所から病院に変更になった施設は調査するのか。..... 35
- 問 1 6 一般診療所で有床が無床に、又は無床が有床に変更になった場合、調査するのか。..... 35
- 問 1 7 10月1日より休診する施設の場合、退院票は作成すべきか。また、10月1日ではなく、9月15日より休診した場合はどうか。..... 35
- 問 1 8 10月1日に施設が移転するため、9月30日にすべての患者を退院させて、移転先の施設へ移動させるが、退院票は作成すべきか。..... 35
- 問 1 9 名称や住所が変更になった医療施設は調査するのか。..... 35

問 2 0	病院に併設されている訪問看護ステーションにて、訪問看護をした場合は調査対象となるか。 .....	35
問 2 1	重症心身障害児施設が調査の対象となっているが、入所者の「受療の状況」について病気で はないが入所している者については、どのように記入するか。.....	36
問 2 2	入院票は、調査日に入院した患者のみ調査をすればよいか。.....	36
問 2 3	調査日に外泊している入院患者は調査の対象か。.....	36
問 2 4	ショートステイの場合、カルテが作成されていれば調査票を作成すべきか。作成する場合は、 「受療の状況」はどのように記入すればよいか。.....	36
問 2 5	市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者は調査対象 となるか。.....	36
問 2 6	新生児は調査対象か。.....	36
問 2 7	病院の歯科患者及び一般診療所の歯科患者は調査対象か。.....	36
問 2 8	内科に入院していた患者が、手術のために外科へ転床したが、事務手続き上は内科の退院手 続きを取っているため、退院票を作成すべきか。.....	36
問 2 9	短期入所療養介護で入院している場合、1か月のうちに何度も入退院を繰り返すことになるが、 退院票はその都度作成すべきか。.....	37

## 調査項目

### 【外来の種別】

問 3 0	調査日に治療を受けた傷病とは別の傷病で過去に施設を訪れていた場合、「初診」、「再来」 のどちらに該当するか。.....	37
問 3 1	数回に分けて行う予防接種で2回目以降の接種の場合、「初診」、「再来」のどちらに該当する か。.....	37
問 3 2	検診車は「通院」、「往診」のどちらか。.....	37
問 3 3	電話再診の場合、「3 通院」、「4 往診」のどちらか。.....	37
問 3 4	調査日の午前中に医師が、午後には看護師が訪問診療を行った場合、「外来の種別」は「5 訪問診療」、「6 医師以外の訪問」のどちらに該当するか。.....	37

### 【過去の入院の有無】

問 3 5	退院手続きをとって転床をした場合、「過去の入院の有無」の30日以内の再入院に該当する か。.....	37
-------	---	----

### 【受療の状況】

問 3 6	健康診断を受けた患者に異常が見つかり、そのまま治療を受けた場合、「受療の状況」は「4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」、「1 傷病の診断・治療」のどちらか。また、「診療 費等支払方法」について、健康診断にかかった分と治療にかかった分を別々に支払うケースと、 治療にかかった分も健康診断の診療費の一部として支払うケースとがあるが、どのように記入 すべきか。.....	38
問 3 7	検査入院をしたが、検査の結果、異常がなかった。この場合の「主傷病名」はどう記入すべきか。 .....	38
問 3 8	腎臓移植のドナーの場合、「受療の状況」はどう記入すべきか。また、ドナーに係る費用がレシ ピエント(移植手術が必要な患者)の保険から負担される場合、「診療費等支払方法」はどう記 入すべきか。.....	38
問 3 9	外傷の治療は終わったが、その後のリハビリテーションに通っている患者の場合、「受療の状況」 はどれに該当するか。.....	38

- 問 4 0 半年前に骨折の為に入院し、今回は、当時埋めたボルトを抜く手術の為に入院している患者の場合、「受療の状況」にはどう記入すべきか。…………… 38
- 問 4 1 セカンドオペニオンの場合、「受療の状況」はどれに該当するか。…………… 38
- 問 4 2 治験のみを行った場合、「受療の状況」をどう記入すべきか。…………… 39
- 問 4 3 不妊治療の場合、「受療の状況」をどう記入すべきか。…………… 39
- 問 4 4 正常分娩だが、吸引を行った場合、「受療の状況」はどのように入力すべきか。…………… 39
- 問 4 5 帝王切開の場合、どのように記入するのか。…………… 39
- 問 4 6 出産した人が退院する場合、「2 正常分娩(単胎自然分娩)」、「3 正常妊娠・産じよくの管理」のどちらに該当するか。…………… 39
- 問 4 7 調査の手引に記載されている<傷病名例示>以外のものについても傷病名はできるだけ詳しく記入すべきか。…………… 39
- 問 4 8 病名が「不明」、もしくは「～の疑い」といった場合、「主傷病名」はどのように記入するのか。… 39
- 問 4 9 骨粗鬆症による病的骨折の場合、「主傷病名」にはどのように記入するのか。…………… 39
- 問 5 0 「主傷病名」をPTSDやMSなどの一般的な略語で記入してよいか。…………… 39
- 問 5 1 「主傷病名」をICDコードで記入してよいか。…………… 40
- 問 5 2 複数の傷病名がある場合、何を基準にして主たる傷病名を選ぶべきか。診療報酬の高い傷病名を主たる傷病名としてよいか。…………… 40
- 問 5 3 高血圧で通院していた患者が、調査日に異なる傷病で診療を受けた場合、「主傷病名」はどちらを記入するのか。…………… 40
- 問 5 4 精神科病院の入院患者で、入院時は統合失調症で入院したが、肺癌で他の病院に転院することになった場合には、「主傷病名」はどのように入力すべきか。…………… 40
- 問 5 5 退院患者について、入院後、入院の理由となった傷病名とは異なる傷病名によって転床し、その後退院した場合、どの時点の傷病名を記入すべきか。…………… 40
- 問 5 6 主たる傷病ではない病気で死亡した場合、傷病名には、死亡の原因となった傷病名を記入すべきか。…………… 41
- 問 5 7 「副傷病名」の「15 精神疾患」に、脳性麻痺、パーキンソン病、睡眠障害などの神経系の疾患は含まれるか。…………… 41
- 問 5 8 「副傷病名」の「15 精神疾患」に含まないとする「知的障害<精神遅滞>」の場合は、どう記入すべきか。…………… 41

**【傷病名(歯科診療所票)】**

- 問 5 9 数年前に歯の治療を行ったが、歯冠が外れてしまい、今回はその修復のみを行った。この場合の「傷病名」はどれに該当するか。…………… 41

**【診療費等支払方法】**

- 問 6 0 入院中に支払方法に変更があった場合は、どう記入すべきか。…………… 41
- 問 6 1 国民健康保険の加入者で、市の公費負担医療を受けている場合、「診療費等支払方法」はどのように入力すべきか。…………… 41
- 問 6 2 医療保険と介護保険の併用となるのはどのような場合か。…………… 42
- 問 6 3 インフルエンザの予防接種など市区町村の条例に基づく助成が行われており、自費診療がある場合はどう記入すべきか。…………… 42
- 問 6 4 交通事故の治療費を、医療保険を使って支払われたが、自動車損害賠償責任保険が今後下りる場合、「診療費等支払方法」はどのように入力すべきか。…………… 42
- 問 6 5 自動車事故の任意保険で支払った場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。…… 42



問 6 6	健康保険の特例退職被保険者の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。.....	42
問 6 7	高齢受給者制度の適用を受ける患者は、どう記入すべきか。.....	42
問 6 8	病院で治験を行い、対象患者の医療費は製薬会社が支払っているが、この場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。.....	42
問 6 9	2つの傷病を有する患者について、一方の支払いは労働災害、もう一方の傷病は他の支払方法で支払い、カルテが2枚ある。調査票はカルテ1枚ずつ作成すべきか。.....	43
<b>【病床の種類】</b>		
問 7 0	調査日に転床した場合はどの病床とすべきか。.....	43
<b>【紹介の状況】</b>		
問 7 1	「紹介の状況」はいつの時点での記入になるか。.....	43
問 7 2	他の施設から口頭での紹介を受けてきた患者や、友人からこの病院を紹介された、といったケースは「紹介あり」とすべきか。.....	43
問 7 3	一般病床から療養病床に移った際に院内紹介があった場合は、「6 その他から」でよいか。..	43
問 7 4	同じ傷病で入退院を繰り返している患者がおり、最初の入院時だけ紹介があったが、2回目以降は紹介ありになるのか。.....	43
<b>【入院前の場所】</b>		
問 7 5	家庭から外来初診で受診し、そのまま入院した退院患者の「入院前の場所」は、「1 当院に通院」、「4 その他」のどちらに該当するか。.....	43
<b>【来院時の状況】</b>		
問 7 6	「来院時の状況」は、調査日時点の状況を記入すべきか。.....	43
<b>【入院の状況】</b>		
問 7 7	精神科病院で自傷・他害のおそれがあるため措置入院している患者の「入院の状況」はどれに該当するか。.....	44
問 7 8	正常分娩の母親の「入院の状況」はどれに該当するか。.....	44
問 7 9	「3 受け入れ条件が整えば退院可能」とは、どの程度の条件が整った場合に該当するか。...	44
<b>【手術の有無】</b>		
問 8 0	普通分娩時に行う会陰部切開は手術に該当するか。.....	44
問 8 1	別々の傷病でそれぞれ手術を行った場合、どちらの手術を記入すべきか。.....	44
問 8 2	1回の入院で「主傷病名」に関して複数回手術した場合、どう記入すべきか。.....	44
問 8 3	輸血が行われた場合、「手術の有無」はどう記入すべきか。.....	44
問 8 4	手術については、外科、内科にかかわらず記入すべきか。.....	44
問 8 5	冠動脈形成術(PTCA)を行った場合、「手術名」はどれに該当するか。.....	44
<b>【転帰】</b>		
問 8 6	入院患者の症状に変化がみられず、他の施設に転院した場合、退院票の「転帰」はどう記入すべきか。.....	44
<b>【退院後の行き先】</b>		
問 8 7	入院の理由となった傷病とは異なる傷病によって一般病床から退院手続きをし、院内の療養病床へ転床した場合、「退院後の行き先」はどれに該当するか。.....	45
問 8 8	「退院後の行き先」がグループホームや有料老人ホームの場合はどれに該当するか。.....	45
問 8 9	退院後、家庭から入院していた施設に通院しながら訪問診療も同施設から受ける場合、「退院後の行き先」はどれに該当するか。.....	45
問 9 0	退院後、家庭から入院していた施設には数ヶ月に1回通院し、その他の日は地元の診療所に	

通院する場合、「退院後の行き先」は「1 当院に通院」、「2 他の病院・診療所に通院」のどちらに該当するか。..... 45

## その他

### 【個人情報保護】

問 9 1 カルテに記載された情報を患者の同意なしに調査票へ転記するのは、個人情報保護法に違反するのではないか。..... 45

## 調査票の提出期限

問1 平成26年患者調査の調査票の提出はいつまでか。

(答) 厚生労働省（郵送先は別途指示）への提出期限は平成26年12月18日（木）です。  
また、保健所から都道府県への提出日は、各都道府県で取り決めてください。

## 調査日

問2 調査日とは、その日の午前0時からいつまでか。

(答) 調査日とは、その日の午前0時から翌日の午前0時までです。

問3 調査日の午後11時に急患で来た患者が、そのまま治療を続け、翌日に入院の手続きをした場合は調査対象となるか。

(答) 調査日に来院し、そのまま入院した患者については、入院患者として調査票を作成します。  
⇒ 問2 2参照

問4 調査日が休診の医療施設は、調査日を変更して調査すべきか。

(答) 調査日は変更しません。なお、休診であっても、救急の外来患者があった場合はその患者について調査票を作成します。

## 調査日及び調査対象

問5 名称や住所が変わった施設の「調査ご協力のお願い」は、どうすればよいか。

(答) 名称など未記入の「調査ご協力のお願い」を使用して、修正した施設名簿から転記をして対応してください。⇒ 問1 9参照

## 施設名簿

問6 患者調査の施設名簿はいつ作成されたものか。

(答) 平成26年2月末の医療施設基本ファイルを基に作成しています。

## 調査票

問7 病院（偶数）票の調査票番号は、入院と外来に分けて記入するのか。

(答) 入院と外来を分けて記入します。

問8 調査票作成の段階で欄外にID番号や患者名を記入してもよいか。

(答) 記入しても結構ですが、提出の際は患者が特定されないような措置をお願いします。  
(例：鉛筆で書いて消しゴムで消す、塗りつぶす等)

問9 調査の手引には「同一外来患者が独立した診療科2科以上の診療を受け、それぞれの科で診療録（カルテ）を作成している場合は、それぞれの診療科ごとに調査票を作成します。」とあるが、診療録（カルテ）が1枚の場合は「主傷病名」に最初に受療した科の傷病名を書けばよいか。

（答） 複数科を受療した場合でカルテが1枚の場合は、より重い傷病名について記入します。

## 提出方法

問10 同一の施設で、調査票（紙）、CD-R等、オンライン調査票を混在して提出してもよいか。

（答） 同一施設からの提出方法は、原則として同一の方法で提出してください。

なお、やむを得ず複数の方法により調査票を提出する場合であっても、調査客体の重複報告を避けるため、同一種類の調査票では、提出方法を混在させないようお願いします。

問11 オンライン調査票を利用したいが、「調査ご協力のお願い」のコード欄に「利用できません」と印字してある。利用する方法はないのか。（病院のみ）

（答） 患者調査におけるオンライン調査では、調査系統に属する自治体・病院でオンライン環境が整った場合のみ、利用が可能となります。よって、「調査ご協力のお願い」に「利用できません」と印字された病院につきましては、その病院の属する調査系統である管轄保健所・都道府県でのオンライン調査環境が整っていないこと等から、今般利用できないこととなっております。

大変お手数ではありますが、「紙の調査票」または「電子調査票」をご利用いただけるようお願いします。

## DPC調査データ

問12 「DPC調査データ」の取込項目に主傷病がないのはなぜか。

（答） 「DPC調査」と患者調査における主傷病の定義が異なるため、使用できません。

### 【参考】

- ・DPC調査における主傷病：退院時サマリーの主傷病欄に記入された傷病名  
(平成26年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料 P56より抜粋)
- ・患者調査における主傷病（退院患者）：退院時に入院の原因となっていた病態  
調査の手引P10（病院退院票）参照

問13 「DPC調査データ」の取込項目以外の項目はどう入力すればよいか。

（答） 「DPC調査データ」から取り込んだ項目以外については、電子調査票またはオンライン調査票に直接入力します。

## 調査対象

問14 病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票及び病院（偶数）票は、病院の病床の規模によって調査対象が異なるが、いつの時点での病床の規模で調査すべきか。

（答） 調査日時点での病院の病床規模とします。

問15 病院から一般診療所に変更になった施設、又は一般診療所から病院に変更になった施設は調査するのか。

（答） 調査の対象外です。施設名簿の「廃止等の状況」欄に「1 廃止」と入力します。

⇒ 21ページの入力例参照

問16 一般診療所で有床が無床に、又は無床が有床に変更になった場合、調査するのか。

（答） 調査の対象となります。

○ 有床が無床に変更

・ 外来患者を調査します。

・ 施設名簿の「有床・無床」欄を「2」（無床）と上書き修正します。

○ 無床が有床に変更

・ 入院・外来・退院患者すべてを調査します。

・ 施設名簿の「有床・無床」欄を「1」（有床）と上書き修正します。

問17 10月1日より休診する施設の場合、退院票は作成すべきか。また、10月1日ではなく、9月15日より休診した場合はどうか。

（答） 9月中に退院患者がいる場合は、その分の退院票を作成します。

退院票は9月1日～9月30日の1か月間の状況を調査するため、9月15日など月の途中で休診になった場合は対象外になります。

問18 10月1日に施設が移転するため、9月30日にすべての患者を退院させて、移転先の施設へ移動させるが、退院票は作成すべきか。

（答） 事務処理上の退院手続きをとらないので、退院票は作成しません。

ただし、移転先に移動しない患者については退院票を作成します。

問19 名称や住所が変更になった医療施設は調査するのか。

（答） 施設名簿の「施設名」、「施設所在地」、「整理番号」欄等の変更事項を上書き修正した上で調査します。 ⇒ 問5参照

問20 病院に併設されている訪問看護ステーションにて、訪問看護をした場合は調査対象となるか。

（答） 訪問看護ステーションは、調査の対象外です。ただし、病院内で訪問看護事業等を行っている場合の患者については対象となります。

問 2 1 重症心身障害児施設が調査の対象となっているが、入所者の「受療の状況」について病気で  
はないが入所している者については、どのように記入するか。

(答) 入所している理由に基づいて、記入します。

問 2 2 入院票は、調査日に入院した患者のみ調査をすればよいか。

(答) 調査日現在に入院しているすべての患者が対象となります。⇒ 問 3 参照

問 2 3 調査日に外泊している入院患者は調査の対象か。

(答) 調査日に外泊をしても、調査日に入院していることに変わりありませんので、調査票を  
作成します。

問 2 4 ショートステイの場合、カルテが作成されていれば調査票を作成すべきか。作成する場合  
は、「受療の状況」はどのように記入すればよいか。

(答) カルテが作成された場合には、調査票を作成します。また、「受療の状況」は「1 傷病の診  
断・治療」に○を付け、受療の原因となった傷病名を記入します。

問 2 5 市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者は調査対象  
となるか。

(答) 診療録（カルテ）を作成している場合は調査票を作成し、「(5) 受療の状況」（病院退院票は  
「(7) 受療の状況」）の「4 健康者に対する検査、健康診断（査）・管理」に○を付けます。

問 2 6 新生児は調査対象か。

(答) 産婦の入院に伴って入院していて、新生児が誰でも受ける健康管理行為、健康診断等を受け、  
健康上問題が無い新生児は調査の対象外となります。

ただし、何らかの疾患を有し、治療が行われた場合は調査の対象となりますので、入院票を  
作成します。退院票についても同様の取り扱いとなります。

問 2 7 病院の歯科患者及び一般診療所の歯科患者は調査対象か。

(答) 調査の対象となりますので、該当する調査票に記入します。

その際、「主傷病名」は、各調査の手引の「受療の状況」－「歯科の傷病名」や、「患者調査  
における「主傷病名」「副傷病名」の記入について」に記載した「4. 歯科の傷病名」を参考に  
して記入します。

問 2 8 内科に入院していた患者が、手術のために外科へ転床したが、事務手続き上は内科の退院  
手続きを取っているので、退院票を作成すべきか。

(答) 同一の傷病により転床した場合は、退院票を作成しません。

ただし、別の傷病によって外科へ再入院した場合は、退院票を作成します。

⇒ 問 3 5、5 5、8 7 参照

問 2 9 短期入所療養介護で入院している場合、1か月のうちに何度も入退院を繰り返すことになるが、退院票はその都度作成すべきか。

(答) 施設で「退院」の扱いとしている場合は、退院の都度調査票を作成します。

## 調査項目

### 【外来の種別】

問 3 0 調査日に治療を受けた傷病とは別の傷病で過去に施設を訪れていた場合、「初診」、「再来」のどちらに該当するのか。

(答) 「初診」とします。 ⇒ 問 5 3 参照

問 3 1 数回に分けて行う予防接種で2回目以降の接種の場合、「初診」、「再来」のどちらに該当するか。

(答) 2回目以降の接種は「再来」とします。

問 3 2 検診車は「通院」、「往診」のどちらか。

(答) 外来の「往診」とします。

問 3 3 電話再診の場合、「3 通院」、「4 往診」のどちらか。

(答) 「3 通院」とします。

問 3 4 調査日の午前中に医師が、午後には看護師が訪問診療を行った場合、「外来の種別」は「5 訪問診療」、「6 医師以外の訪問」のどちらに該当するか。

(答) 調査日に同一患者について通院、往診、訪問診療、医師以外の訪問が重複した場合は、最初に診療したものを選択します。本問の場合は「5 訪問診療」とします。

### 【過去の入院の有無】

問 3 5 退院手続きをとって転床をした場合、「過去の入院の有無」の30日以内の再入院に該当するか。

(答) 転床による再入院は該当しません。一度院外へ退院してから30日以内の早期再入院の場合が該当します。 ⇒ 問 2 8、5 5、8 7 参照

## 【受療の状況】

問36 健康診断を受けた患者に異常が見つかり、そのまま治療を受けた場合、「受療の状況」は「4 健康者に対する検査、健康診断（査）・管理」、「1 傷病の診断・治療」のどちらか。また、「診療費等支払方法」について、健康診断にかかった分と治療にかかった分を別々に支払うケースと、治療にかかった分も健康診断の診療費の一部として支払うケースとがあるが、どのように記入すべきか。

（答） 「1 傷病の診断・治療」とします。

「診療費等支払方法」については、例えば治療があったとしても健康診断の一部とみなしすべて公費負担になるのであれば、「12 その他の公費負担によるもの」（病院入院（奇数）票、病院退院票は「13 その他の公費負担によるもの」とします。

また、治療にかかった費用は患者の医療保険から支払うのであれば、医療保険の中で該当するものに○を付けてください。

問37 検査入院をしたが、検査の結果、異常がなかった。この場合の「主傷病名」はどう記入すべきか。

（答） どのような症状があつて検査入院になったかを記入します。

（例：胸の痛みがあり、精密検査のため入院したのであれば「胸の痛み」、自覚症状はなく、健康診断で心電図に異常があつたのであれば「心電図の異常」など。）

問38 腎臓移植のドナーの場合、「受療の状況」はどう記入すべきか。また、ドナーに係る費用がレシピエント（移植手術が必要な患者）の保険から負担される場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。

（答） 「受療の状況」は、「5 その他の保健サービス」（病院（外来）票は「6 その他の保健サービス」）とします。

「診療費等支払方法」は、レシピエントの加入している保険の種類を選択しますが、ドナーの退院後の受診に関しては、ドナー本人の加入している保険の種類とします。

問39 外傷の治療は終わったが、その後のリハビリテーションに通っている患者の場合、「受療の状況」はどれに該当するか。

（答） 治療が完了し、その後のリハビリテーションやアフターケアのために通院しているのであれば、「6 その他の保健サービス」とします。

問40 半年前に骨折の為に入院し、今回は、当時埋めたボルトを抜く手術の為に入院している患者の場合、「受療の状況」にはどう記入すべきか。

（答） 「5 その他の保健サービス」とします。

問41 セカンドオピニオンの場合、「受療の状況」はどれに該当するか。

（答） 「6 その他の保健サービス」とします。ただし、その場で実際に診断・治療を行った場合は、「1 傷病の診断・治療」に○を付け、「主傷病名」を記入します。



問42 治験のみを行った場合、「受療の状況」をどう記入すべきか。

(答) 「1 傷病の診断・治療」に○を付け、治験を受ける理由となった傷病を「主傷病名」として記入します。なお、傷病のない健康者に対する場合は、「5 その他の保健サービス」(病院外来(奇数)票は「6 その他の保健サービス」)とします。

⇒ 問68参照

問43 不妊治療の場合、「受療の状況」をどう記入すべきか。

(答) 「1 傷病の診断・治療」に○を付け、不妊治療を行う理由となった傷病を「主傷病名」として記入します。

問44 正常分娩だが、吸引を行った場合、「受療の状況」はどう記入すべきか。

(答) 吸引はあくまでも処置であって、その原因となった傷病等があるはずなので「2 正常分娩(単胎自然分娩)」は選択せず、「1 傷病の診断・治療」に○を付け、「主傷病名」に医師の判断によるその原因を記入します。

問45 帝王切開の場合、どのように記入するのか。

(答) 帝王切開は、異常を有した分娩ですので、受療の状況の「1 傷病の診断・治療」に○を付け、「主傷病名」を「帝王切開」と記入します。  
また、退院票の場合の「手術名」は、「3 開腹手術」になります。

問46 出産した人が退院する場合、「2 正常分娩(単胎自然分娩)」、「3 正常妊娠・産じょくの管理」のどちらに該当するか。

(答) 「2 正常分娩(単胎自然分娩)」とします。

問47 調査の手引に記載されている<傷病名例示>以外のものについても傷病名はできるだけ詳しく記入すべきか。

(答) 調査の手引の例示は、代表的な傷病名を列挙したものであり、例示以外の傷病名についてもできるだけ詳細に記入します。

問48 病名が「不明」、もしくは「～の疑い」といった場合、「主傷病名」はどのように記入するのか。

(答) わかる範囲で詳細に記入します。

問49 骨粗鬆症による病的骨折の場合、「主傷病名」にはどのように記入するのか。

(答) 「主傷病名」には「病的骨折(骨粗鬆症)」というように、骨粗鬆症によるということが分かるように記入します。

問50 「主傷病名」をPTSDやMSなどの一般的な略語で記入してよいか。

(答) できるだけ日本語で記入し、略語、俗称及びあまり使用されない医学用語は避けてください。

問5 1 「主傷病名」をICDコードで記入してよいか。

(答) ICDコードでの記入は行わないでください。

問5 2 複数の傷病名がある場合、何を基準にして主たる傷病名を選ぶべきか。診療報酬の高い傷病名を主たる傷病名としてよいか。

(答) 医師の判断により、より重い傷病名を記入します。必ずしも、より重い傷病名が高い診療報酬とはなりませんので、ご注意ください。

問5 3 高血圧で通院していた患者が、調査日に異なる傷病で診療を受けた場合、「主傷病名」はどちらを記入するのか。

(答) 調査日に主に診療した傷病名を記入します。⇒ 問30参照

問5 4 精神科病院の入院患者で、入院時は統合失調症で入院したが、肺癌で他の病院に転院することになった場合には、「主傷病名」はどう記入すべきか。

(答) 「主傷病名」は退院時に主に治療を行った傷病名を記入します。  
本問の例では、肺癌の治療を行っていない場合には、「統合失調症」と記入します。

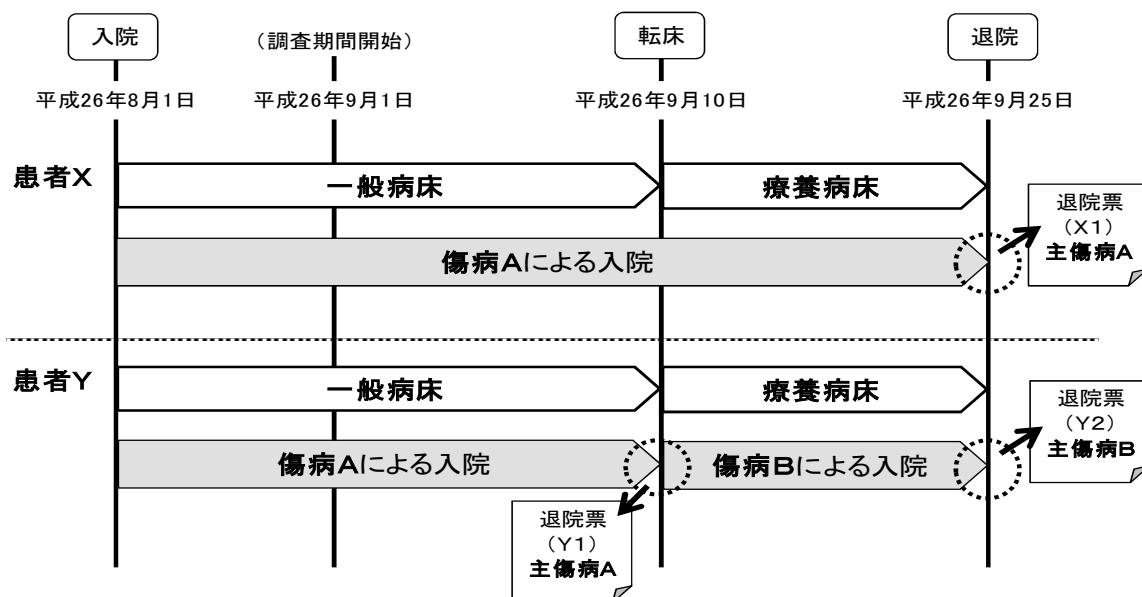
問5 5 退院患者について、入院後、入院の理由となった傷病名とは異なる傷病名によって転床し、その後退院した場合、どの時点の傷病名を記入すべきか。

(答) 退院票については、原則、退院時に入院の理由となっていた傷病名を記入しますが、問の場合（【参考】の患者Yが該当）は、転床時に一度退院票を作成（Y1）し、それまでの入院の原因となっていた傷病名を記入します。

また、退院が平成26年9月であれば、改めて退院票（Y2）を作成し、退院時に入院の理由となっていた傷病名を記入します。⇒ 問28、35、87参照

【参考】転床と退院票の作成について

・患者X、Yともに8/1に一般病床に入院 → 9/10に療養病床へ転床 → 9/25に退院



問56 主たる傷病ではない病気で死亡した場合、傷病名には、死亡の原因となった傷病名を記入すべきか。

(答) 死亡退院の場合は、主に治療していた傷病名について記入します。

問57 「副傷病名」の「15 精神疾患」に、脳性麻痺、パーキンソン病、睡眠障害などの神経系の疾患は含まれるか。

(答) 「15 精神疾患」には、原則として、神経系の疾患は含みません。したがって、脳性麻痺、パーキンソン病、睡眠障害等の神経系の疾患については、「16 その他の疾患」に○を付けてください。

ただし、神経系の疾患のうち、例外として「アルツハイマー病」と「てんかん」については、「15 精神疾患」に含みます。

問58 「副傷病名」の「15 精神疾患」に含まないとする「知的障害<精神遅滞>」の場合は、どう記入すべきか。

(答) 「16 その他の疾患」に該当します。なお、「自閉症」は「15 精神疾患」に含みます。

#### 【傷病名（歯科診療所票）】

問59 数年前に歯の治療を行ったが、歯冠が外れてしまい、今回はその修復のみを行った。この場合の「傷病名」はどれに該当するか。

(答) 歯冠修復は「12 歯の補てつ（冠）」とします。

#### 【診療費等支払方法】

問60 入院中に支払方法に変更があった場合は、どう記入すべきか。

(答) 入院患者の場合は、調査日時点での支払方法を記入します。退院患者の場合は、退院時の支払方法を記入します。

問61 国民健康保険の加入者で、市の公費負担医療を受けている場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。

(答) 条例等により公費負担医療を受けている患者は、以下の3つに○がつきます。

- ・「2 医療保険等、公費負担医療」
- ・「I（医療保険等）」は、その患者の加入している保険（この場合「03 国民健康保険」）
- ・「II（公費負担医療）」は、「12 その他の公費負担によるもの」（病院入院（奇数）票、病院退院票は「13 その他の公費負担によるもの」）

**問 6 2 医療保険と介護保険の併用となるのはどのような場合か。**

(答) 介護保険適用病床に入院していても、以下の場合、医療保険との併用となり、「2 医療保険等、公費負担医療」と「3 介護保険（介護扶助を含む）」の両方に○を付けます。

- ・ 介護保険適用病床に入院する患者が、急性増悪した場合で、転院等できないまま医療行為が行われた場合
- ・ 介護保険適用病床に入院する患者に対して、透析や人工呼吸器の装着などの医療行為が行われた場合

**問 6 3 インフルエンザの予防接種など市区町村の条例に基づく助成が行われており、自費診療がある場合はどう記入すべきか。**

(答) 「1 自費診療（保険外併用療養費を含む）」と「2 医療保険等、公費負担医療」、さらに「12 その他の公費負担によるもの」（病院入院（奇数）票、病院退院票は「13 その他の公費負担によるもの」）に○を付けます。

**問 6 4 交通事故の治療費を、医療保険を使って支払われたが、自動車損害賠償責任保険が今後下りる場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。**

(答) 自動車損害賠償責任保険の適用が決定しているのであれば、「07 自動車損害賠償保障法」とします。

**問 6 5 自動車事故の任意保険で支払った場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。**

(答) 任意保険で支払った部分については 「1 自費診療（保険外併用療養費を含む）」に該当します。

**問 6 6 健康保険の特例退職被保険者の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。**

(答) 退職前に加入していた医療保険が該当します。

**問 6 7 高齢受給者制度の適用を受ける患者は、どう記入すべきか。**

(答) 「I（医療保険等）」では、加入している医療保険に○を付け、「II（公費負担医療）」に該当するものがあれば、こちらにも○を付けます。

**問 6 8 病院で治験を行い、対象患者の医療費は製薬会社が支払っているが、この場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。**

(答) 製薬会社依頼の治験の場合、治験薬が無償で提供されると同時に治験薬を飲用している期間は、「治験で必要とする検査」と「治験薬と同じような働きをする薬」の費用は製薬会社の負担となりますが、これは「1 自費診療（保険外併用療養費を含む）」に該当します。ただし、初診料や診察料など、それ以外の費用が健康保険から給付される場合は、「1 自費診療（保険外併用療養費を含む）」と「2 医療保険等、公費負担医療」の2つが該当します。

⇒ 問 4 2 参照

問 6 9 2つの傷病を有する患者について、一方の支払いは労働災害、もう一方の傷病は他の支払方法で支払い、カルテが2枚ある。調査票はカルテ1枚ずつ作成すべきか。

(答) 別々の傷病でそれぞれカルテがある場合、調査票は2枚作成してください。

#### 【病床の種別】

問 7 0 調査日に転床した場合はどの病床とすべきか。

(答) 転床後の病床としてください。

#### 【紹介の状況】

問 7 1 「紹介の状況」はいつの時点での記入になるか。

(答) 調査票に記入されている傷病について、入院患者の場合は入院時、外来患者の場合は初診時の紹介の状況を記入します。

問 7 2 他の施設から口頭での紹介を受けてきた患者や、友人からこの病院を紹介された、といったケースは「紹介あり」とすべきか。

(答) カルテに紹介ありと記載がある場合は、「紹介あり」とします。カルテに記載されているかどうかで判断してください。

問 7 3 一般病床から療養病床に移った際に院内紹介があった場合は、「6 その他から」でよいのか。

(答) 同じ傷病で継続して入院している場合は、一般病床に入院した時の紹介の状況を記入します。異なる傷病について現在の診療科を紹介された場合は、「6 その他から」に○を付けます。

問 7 4 同じ傷病で入退院を繰り返している患者がおり、最初の入院時だけ紹介があったが、2回目以降は紹介ありになるのか。

(答) それぞれの入院ごとに、紹介の有無を判断してください。

#### 【入院前の場所】

問 7 5 家庭から外来初診で受診し、そのまま入院した退院患者の「入院前の場所」は、「1 当院に通院」、「4 その他」のどちらに該当するか。

(答) 「4 その他」とします。

#### 【来院時の状況】

問 7 6 「来院時の状況」は、調査日時点の状況を記入すべきか。

(答) 調査票に記入されている傷病について、入院患者及び退院患者の場合は入院時、外来患者の場合は初診時の状況を記入します。

### 【入院の状況】

問 7 7 精神科病院で自傷・他害のおそれがあるため措置入院している患者の「入院の状況」はどれに該当するか。

(答) 「5 その他」とします。

問 7 8 正常分娩の母親の「入院の状況」はどれに該当するか。

(答) 「5 その他」とします。

問 7 9 「3 受け入れ条件が整えば退院可能」とは、どの程度の条件が整った場合に該当するか。

(答) 入院治療の必要がなくなっている状態であるが、何らかの事情により退院できない場合をいいます。

条件が整う場合の例：他の病院への入院が決まる、入所施設への入所が決まる、家庭において在宅医療の体制が整う場合 等

### 【手術の有無】

問 8 0 普通分娩時に行う会陰部切開は手術に該当するか。

(答) 分娩時の会陰部切開は、手術に該当しません。

問 8 1 別々の傷病でそれぞれ手術を行った場合、どちらの手術を記入すべきか。

(答) 複数傷病で入院していた場合は、「主傷病名」に関する手術について記入します。

問 8 2 1回の入院で「主傷病名」に関して複数回手術した場合、どう記入すべきか。

(答) 「主傷病名」に記入された傷病について、複数回手術を行った場合は、診療報酬の高い手術の手術名と手術日を、診療報酬が同じ場合は、先に行った手術の手術名と手術日を記入します。

問 8 3 輸血が行われた場合、「手術の有無」はどう記入すべきか。

(答) 輸血は手術に該当しませんので、「手術の有無」は「2 無」とします。

問 8 4 手術については、外科、内科にかかわらず記入すべきか。

(答) 外科、内科等にかかわらず手術があった場合は、「手術の有無」は「1 有」とします。

問 8 5 冠動脈形成術（PTCA）を行った場合、「手術名」はどれに該当するか。

(答) 「8 経皮的血管内手術」とします。

### 【転帰】

問 8 6 入院患者の症状に変化がみられず、他の施設に転院した場合、退院票の「転帰」はどう記入すべきか。

(答) 医師の判断で退院したとの整理であれば、「3 不変」とします。

## 【退院後の行き先】

問 8 7 入院の理由となった傷病とは異なる傷病によって一般病床から退院手続きをし、院内の療養病床へ転床した場合、「退院後の行き先」はどれに該当するか。

(答) 「11 その他（不明等）」に該当します。  
準備のためにいったん家に帰宅した場合も含まれます。⇒ 問 2 8、3 5、5 5 参照

問 8 8 「退院後の行き先」がグループホームや有料老人ホームの場合はどれに該当するか。

(答) 「10 社会福祉施設に入所」とします。

問 8 9 退院後、家庭から入院していた施設に通院しながら訪問診療も同施設から受ける場合、「退院後の行き先」はどれに該当するか。

(答) 「3 在宅医療（訪問診療・訪問看護等）」とします。

問 9 0 退院後、家庭から入院していた施設には数ヶ月に 1 回通院し、その他の日は地元の診療所に通院する場合、「退院後の行き先」は「1 当院に通院」、「2 他の病院・診療所に通院」のどちらに該当するか。

(答) 「2 他の病院・診療所に通院」とします。

## その他

### 【個人情報保護】

問 9 1 カルテに記載された情報を患者の同意なしに調査票へ転記するのは、個人情報保護法に違反するのではないか。

(答) 個人情報保護法における「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」について、法令に基づく場合は本人の同意を得る必要はないとされています。

患者調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、本人の同意を得ずにカルテ情報を調査票に転記する場合であっても個人情報保護法に違反するものではありません。

なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日、厚生労働省）」においても、「利用目的による制限の例外」及び「第三者提供の例外」として、法令に基づく場合は「本人の同意を得る必要はない」と明記されています。

---

## 8. 関係法規(抜粋)

---

### 1 患者調査規則(昭和28年厚生省令第26号)(抄)

(調査の目的)

**第2条** 患者調査は、医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。

(定義)

**第3条** この省令において「患者」とは、医師又は歯科医師の診療を受けた者をいう。

2 この省令において「医療施設」とは、医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院及び診療所(同法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。)をいう。但し、保健所を除く。

(調査の期日)

**第4条** 患者調査は、3年目ごとの各年の厚生労働大臣の定める期日によつて行う。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の患者調査を行うことができる。

(調査客体)

**第5条** 患者調査は、厚生労働大臣が指定する医療施設における患者について行う。

(調査事項)

**第6条** 患者調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 傷病の状況
- 2 入院外来等の別
- 3 入院期間
- 4 診療費の支払方法
- 5 その他前各号に関連する事項

2 前項の調査事項の細目は、別に厚生労働大臣が定める調査票に記載するところによる。

(報告の義務)

**第9条** 第5条の規定により指定された医療施設の管理者は、第6条第1項各号に掲げる事項について、調査票に記入し、都道府県知事の定める期限までにその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。



(調査票の提出)

- 第10条** 保健所長は、前条の規定により提出された調査票を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、保健所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）の保健所長にあつては、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対しその定める期限までに提出するものとする。
- 2 保健所を設置する市の市長は、前項ただし書の規定により提出された調査票を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項本文及び前項の規定により提出された調査票を審査整理し、厚生労働大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

(結果の公表)

- 第11条** 厚生労働大臣は、前条第3項の規定により提出された調査票を審査集計して結果表を作成し、集計完了後速やかに公表する。

(保存期間)

- 第12条** 厚生労働大臣の保存する調査票の保存期間は1年とし、調査票及び結果原表を収録した磁気媒体の保存期間は永年とする。

(事故のときの処置)

- 第13条** 保健所を設置する市の市長又は都道府県知事は、天災事変その他の避けることのできない事故のため、第10条第2項又は第3項に定める期限までに調査票を提出することができないときは、直ちにその旨を都道府県知事又は厚生労働大臣に報告しなければならない。

(電磁的記録による報告)

- 第14条** 第9条に規定する調査票については、第6条第2項に基づき厚生労働大臣が定める調査票の各欄に記載する事項を厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）で明確に判別できるように記録する場合には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。

(磁気ディスク等にはり付ける書面)

- 第15条** 前条の電磁的記録を保存する磁気ディスク等（磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）には、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
- 1 患者調査である旨及び件数
  - 2 提出年月日
  - 3 医療施設の名称及びその所在地
  - 4 当該医療施設の所在地を管轄する保健所名及び当該保健所所在地の都道府県名

## 2 統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（定義）

### 第2条

1～3 （略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

1～2 （略）

3 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5 （略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7～12 （略）

（基幹統計の指定）

第7条 総務大臣は、第2条第4項第3号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前2項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

（基幹統計調査の承認）

第9条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

1 調査の名称及び目的

2 調査対象の範囲

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

4 報告を求める者

5 報告を求めるために用いる方法

6 報告を求める期間

- 7 集計事項
  - 8 調査結果の公表の方法及び期日
  - 9 使用する統計基準その他総務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
  - 4 総務大臣は、第1項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(基幹統計調査の変更又は中止)

- 第11条** 行政機関の長は、第9条第1項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 第9条第4項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

(措置要求)

- 第12条** 総務大臣は、第9条第1項の承認に基づいて行われている基幹統計調査が第10条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる。
- 2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(報告義務)

- 第13条** 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
  - 3 (略)

(地方公共団体が処理する事務)

- 第16条** 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

(命令への委任)

- 第18条** この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(協力の要請)

**第 30 条** 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

(調査票情報等の適正な管理)

**第 39 条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

1 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第 27 条第 1 項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第 35 条第 1 項の規定により作成した匿名データ

2～3 (略)

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報等の利用制限)

**第 40 条** 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～3 (略)

(守秘義務)

**第 41 条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

1 第 39 条第 1 項第 1 号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者  
当該情報を取り扱う業務

2～3 (略)

4 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前 3 号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

5 地方公共団体が第 16 条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する

当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

6 (略)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

**第 52 条** 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 2 項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

2 (略)

(罰則)

**第 57 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

1 (略)

2 第 41 条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

3 (略)

2 (略)

**第 59 条** 第 41 条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 (略)

**第 60 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

1 第 13 条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

2 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

**第 61 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1 第 13 条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

2～3 (略)

## 9. 開示請求があった場合の調査関係書類の取扱い

患者調査に係る開示請求においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）」及び「行政機関の保有する統計関係文書の公開に関するガイドラインについて（平成 21 年 4 月 1 日付各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、以下の通り取り扱うものとします。

調査関係書類のうち、次に掲げるものについては、不開示とします。

- (1) 記入済みの調査票
- (2) 記入済みの調査施設名簿
- (3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条各号に規定する不開示情報が含まれている書類

(参考)

行政機関の保有する統計関係文書の公開に関するガイドラインについて

平成 21 年 4 月 1 日  
各府省統計主管課長等会議申合せ

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。)の施行(平成 13 年 4 月 1 日)に伴い、行政機関が保有する統計関係文書も情報公開法第 2 条に規定する行政文書(行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの)に該当し、何人も目的を問わず行政文書の開示を請求することができるという開示請求権制度の対象とされている。

一方、統計法(平成 19 年法律第 53 号)においては、公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため(同法第 3 条第 4 項)、同法第 41 条及び第 43 条第 1 項により、調査票情報(同法第 2 条第 11 項に規定する調査票情報をいう。)、事業所母集団データベース(同法第 2 条第 8 項に規定する事業所母集団データベースをいう。)に記録されている情報、同法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報(同法第 2 条第 10 項に規定する行政記録情報をいう。)及び同法第 35 条第 1 項の規定により作成された匿名データ(同法第 2 条第 12 項に規定する匿名データをいう。)を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないとされ、また、同法第 40 条及び第 43 条第 2 項により、調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、同法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び匿名データに係る目的外使用が制限されている。

このような情報公開法の開示請求権制度の適正な運用及び統計法が求める秘密の保護を確保する観点から、統計関係文書として共通するものについて、情報公開法に基づく開示請求があった場合の開示・不開示の判断は、下記の「統計関係文書の公開に関するガイドライン」に沿って各府省が行うこととする。

なお、「行政機関の保有する統計調査関係文書の公開に関するガイドラインについて」(平成 13 年 3 月 16 日各府省統計主管課長等会議申合せ)は、廃止する。

## 統計関係文書の公開に関するガイドライン

### 1 本ガイドラインの性格

本ガイドラインは、行政機関が保有する統計関係文書のうち、調査票情報、事業所母集団データベース、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報、同法第35条第1項の規定により作成された匿名データ、作成された基幹統計及び一般統計調査の結果、調査対象名簿、統計調査員名簿等主要なものについて、情報公開法に基づく開示請求に応じて開示・不開示の判断を行うに当たっての一般的な取扱いの指針を示すものである。

なお、本ガイドラインに個別に取り上げていない統計関係文書の取扱いについては、当該文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、情報公開法第5条に規定する不開示情報に該当するか否かを個別に判断することになる。

### 2 主要な統計関係文書の種類ごとの取扱い

#### (1) 調査票情報

##### ア 基幹統計調査に係る調査票情報

基幹統計調査に係る調査票情報については、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、一般的には情報公開法第5条第6号に該当すると解され、不開示とする。

(以下省略)

